第百四十四条の五十二の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第百四十四条の五十二の二　第百四十四条の五十一第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第百四十五条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第百四十六条第一項を次のように改める。

自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、その所有者に課する。

第百四十六条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十七条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第百四十九条及び第百五十条を削る。

第百五十一条第五項中「第百七十五条第六項及び第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百四十九条とし、第百五十二条を第百五十条とする。

第百五十三条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十一条とする。

第百五十四条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十二条とする。

第百五十五条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第百五十三条第二項」を「第百五十一条第二項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十三条とする。

第二章第八節第三款を削る。

第二章第八節第三款の款名及び同款第一目から第三目までの目名を削る。

第百七十七条の七の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の下に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十四条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　賦課及び徴収

第百七十七条の八（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十五条とする。

第百七十七条の九（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百七十七条の十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第百七十七条の八」を「第百五十五条」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項、第三項及び第四項ただし書中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百七十七条の十一の見出し並びに同条第一項及び第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項、次条及び第百六十条第一項において「新規登録」という。）」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同条第四項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百七十七条の十二の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百五十九条とする。

第百七十七条の十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十条とする。

第百七十七条の十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十一条とする。

第百七十七条の十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の十三」を「第百六十条」に改め、同条を第百六十二条とする。

第百七十七条の十六の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の十三第一項」を「第百六十条第一項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百七十七条の十七（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十四条とする。

第百七十七条の十八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別割」を「自動車税」に、「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「この款」を「この条、次条第一項及び第百六十八条」に改め、同条第二項中「第百七十七条の十一第七項」を「第百五十八条第七項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第百七十七条の九」を「第百五十六条」に、「第百七十七条の十一第四項」を「第百五十八条第四項」に、「第百七十七条の十二」を「第百五十九条」に改め、同条を第百六十五条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　督促及び滞納処分

第百七十七条の十九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十六条とする。

第百七十七条の二十の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十七条とする。

第百七十七条の二十一の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十八条とする。

第百七十七条の二十二の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第百六十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（国税徴収法の例による自動車税に係る滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第百六十九条の二　第百六十八条第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第百七十七条の二十三の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号中「第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百七十条とする。

第百七十七条の二十四の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「第百七十七条の二十一第六項」を「第百六十八条第六項」に改め、同条を第百七十一条とし、第二章第八節第三款に次のように加える。

第百七十二条から第百七十七条まで　削除